

薬生衛発1005第3号
基賃発1005第1号
令和2年10月5日

各省庁会計担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
厚生労働省労働基準局賃金課長
(公印省略)

ビルメンテナンス業務の発注に係る地域別最低賃金額の改定に向けた対応について

ビルメンテナンス業務の発注においては、「「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」について」（平成27年6月10日付け健発0610第4号各省庁担当部局の長あて厚生労働省健康局長通知）により、貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、適切に対応されるよう御願いするとともに、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の適用のある特殊法人等を含む。以下同じ。）に対する周知徹底を御願いしているところです。

本ガイドラインでは、最低賃金制度に係る事項として、①入札に参加しようとする者に対し最低賃金制度（最低賃金額の改定等も含む。）について十分周知をすること、②各発注者は最低賃金額の改定等を注視し、必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討することを求めています。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、多数の公用・公共施設では、ドアノブ等の高頻度接触部位の定期的な拭き取り清掃や消毒等の感染拡大防止対策の取組が行われていると承知しており、当該業務が仕様書等に明示されていない場合、代金の額の変更を行わなければ、最低賃金額を満たさなくなるおそれも考えられるところです。

昨今の最低賃金を巡る動向については、下記のとおりとなっておりますので、引き続き、貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務が適切に行われるよう御配慮を御願いします。

また、貴省庁のビルメンテナンス業務発注関係部局に対して、本通知の趣旨を周知徹底いただくよう、併せて御願いします。

記

1 最低賃金に係る政府方針

最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、「この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきた

ことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す。」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 20 日閣議決定）において、「より早期に全国加重平均 1000 円になることを目指すとの方針は堅持する。他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることを最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」とされた。（資料 1 及び資料 3）

2 令和 2 年度の地域別最低賃金額

令和 2 年度の地域別最低賃金額が決定され、10 月 1 日以降順次発効していること。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による経済・雇用への影響がある中、地域別最低賃金の全国加重平均は 902 円（昨年度 901 円）となり、1 円の引上げとなった。（昨年度は 27 円の引上げ）。（資料 2）

3 令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

「令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和 2 年 10 月 2 日閣議決定）では、

- ・ 役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする
- ・ 年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする

こととされた。（資料 4）

添付資料

資料 1 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」

資料 2 令和 2 年度の都道府県別最低賃金額一覧

資料 3 地域別最低賃金額（都道府県別）の過去 5 年間の推移

資料 4 「令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

参考 1 最低賃金制度の概要

参考 2 「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」について（平成 27 年 6 月 10 日付け健発 0610 第 4 号各省庁担当部局の長あて厚生労働省健康局長通知）

薬生衛発 1005 第 4 号
基 賃 発 1005 第 2 号
令和 2 年 10 月 5 日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
厚生労働省労働基準局賃金課長
(公 印 省 略)

ビルメンテナンス業務の発注に係る地域別最低賃金額の改定に向けた対応について

ビルメンテナンス業務の発注においては、「「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」について」（平成 27 年 6 月 10 日付け健発 0610 第 5 号各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知）により、貴都道府県におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、適切な対応を御願いするとともに、貴管下の市区町村に対して本ガイドラインの周知徹底を御願いしているところです。

本ガイドラインでは、最低賃金制度に係る事項として、①入札に参加しようとする者に対し最低賃金制度（最低賃金額の改定等も含む。）について十分周知をすること、②各発注者は最低賃金額の改定等を注視し、必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討することを求めています。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、多数の公用・公共施設では、ドアノブ等の高頻度接触部位の定期的な拭き取り清掃や消毒等の感染拡大防止対策の取組が行われていると承知しており、当該業務が仕様書等に明示されていない場合、代金の額の変更を行わなければ、最低賃金を満たさなくなるおそれも考えられるところです。

昨今の最低賃金を巡る動向については、下記のとおりとなっておりますので、引き続き、貴都道府県におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務が適切に行われるよう御配慮を御願いします。

また、貴管下の市区町村に対して、本通知を周知徹底いただくよう、併せて御願いします。

記

1 最低賃金に係る政府方針

最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「この 3 年、年率 3 % 程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取

組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す。」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 20 日閣議決定）において、「より早期に全国加重平均 1000 円になることを目指すとの方針は堅持する。他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることを最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」とされた。（資料 1 及び資料 3）

2 令和 2 年度の地域別最低賃金額

令和 2 年度の地域別最低賃金額が決定され、10 月 1 日以降順次発効していること。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による経済・雇用への影響がある中、地域別最低賃金の全国加重平均は 902 円（昨年度 901 円）となり、1 円の引上げとなった。（昨年度は 27 円の引上げ）。（資料 2）

3 令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

「令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和 2 年 10 月 2 日閣議決定）では、

- ・ 役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする
 - ・ 年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする
- こととされた。（資料 4）

添付資料

資料 1 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」

資料 2 令和元年度の都道府県別最低賃金額一覧

資料 3 地域別最低賃金額（都道府県別）の過去 5 年間の推移

資料 4 「令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

参考 1 最低賃金制度の概要

参考 2 「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」について（平成 27 年 6 月 10 日付け健発 0610 第 5 号各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知）